



三十字鐘床	三十字鐘床のうち一九五の一部、一九七の二の一部以外の区域
三十字長妻尻	三十字鐘床一九五の一部、一九七の二の一部 三十字長妻尻の全域
三十字奥田	三十字奥田のうち二六四の一部、二七二の一部、二七三及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域
三十字巫子免	三十字奥田二六四の一部、二七二の一部、二七三及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一と一体をなす国有地の一部 三十字丸谷尻二八四、二八四の一及びこれらと一体をなす国有地
三十字丸谷尻	三十字丸谷尻のうち二八四、二八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三十字オノ木	三十字オノ木のうち二九四の一部、二九五の一部、二九六、二九七及びこれらと一体をなす国有地並びに二九二、二九四と一体をなす国有地の一部以外の区域 三十字神田二九八の一部、二九九の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地
三十字神田	三十字オノ木二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九二、二九四と一体をなす国有地の一部 三十字神田のうち二九八の一部、二九九の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 三十字磐面ノ二 六二七の一部
三十字面田	三十字木地屋七六の一 三十字オノ木二九四の一部、二九五の一部、二九六、二九七及びこれらと一体をなす国有地 三十字神田三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六と一体をなす国有地の一部 三十字面田の全域
三十字鐘谷尻	三十字鐘谷尻のうち三三五、三三七と一体をなす国有地の一部以外の区域 三十字磐面ノ三 三四〇の一の一部、三四一の一部 三十字鐘谷四〇一の一部、四〇三の一部、四〇四の一部及び四〇三、四〇四、四〇八と一体をなす国有地の一部 三十字代四〇九の一の一部及び四〇九の一と一体をなす国有地の一部
三十字磐面ノ三	三十字磐面ノ三のうち三四〇の一の一部、三四一の一部以外の区域
三十字大平	三十字大平のうち三五八の一部、三五九、三六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五八、三六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
三十字鐘谷ノ奥	三十字鐘谷ノ奥のうち三八九の一から三八九の三まで、三九〇から三九二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 三十字鐘谷ノ二 六一六、六一七の一と一体をなす国有地の一部
三十字鐘谷	三十字鐘谷尻三三五、三三七と一体をなす国有地の一部 三十字大平三五八の一部、三五九、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五八、三六一の一と一体をなす国有地の一部

	<p>三土字鐘谷ノ奥三八九の一から三八九の三まで、三九〇から三九二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八八の二と一体をなす国有地の一部                  三土字鐘谷のうち四〇一の一部、四〇三の一部、四〇四の一部及び四〇三、四〇四、四〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域                  三土字鐘谷ノ三 六一三の一部                  三土字鐘谷ノ二 六一六の一部、六一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三土字代</p>	<p>三土字代のうち四〇九の一の一部、四三八の二の一部、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域                  三土字的場四九五から四九七まで</p>
<p>三土字向ヶ市</p>	<p>三土字代四三八の二の一部、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地                  三土字向ヶ市の全域</p>
<p>三土字的場</p>	<p>三土字的場のうち四九五から四九七まで以外の区域</p>
<p>三土字鐘谷ノ三</p>	<p>三土字鐘谷ノ三のうち六一三の一部以外の区域</p>
<p>三土字鐘谷ノ二</p>	<p>三土字鐘谷ノ二のうち六一六の一部、六一七の一の一部及び六一六、六一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三土字磐面ノ二</p>	<p>三土字磐面ノ二のうち六一七の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第千百九十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果 の 概 要											その他 の検査	備 考		
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペクチ ン消化 率 (%)	D C P (%)	T D N (%)			M E (cal/kg)	
神戸市 近畿く みあい飼料株式 会社本社工場	東伯郡東伯町大 字徳万558-1	くみあい標準配合飼料 スーパーモレットほい く	63.11	16.7	3.6	4.4	4.0	0.60	0.48									
			神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	東伯町農業協同 組合	日清椰子豚用人工乳 コーナネオコログーキ	63.11	18.2	5.3	2.6	4.7	0.81	0.64						
玉野市 加藤製油株式会 社岡山工場	東伯郡東伯町大 字保37-1	東伯ハイパワ- A	63.10	14.9	3.0	3.9	4.6	0.89	0.46									
			東伯ハイパワ- B	63.10	13.6	8.4	3.9	4.1	0.71	0.45								
千葉市 全国酪農 業協同組合連合会 関東飼料工場	東伯郡東伯町大 字保37-1	カーフトップL	63.10	26.6	5.2	0.2	7.9	0.86	0.83									
			脱脂大豆	63.10	44.8	0.5	5.3	5.7	0.25	0.66								
神戸市 全国酪農協同 組合連合会関西 飼料工場	東伯郡東伯町大 字保37-1	ニュービーヌスター	63.10	20.9	2.6	3.5	5.2	0.70	0.47									
			ミルクバランサー25	63.10	26.8	3.5	3.1	6.7	1.26	0.83								
神戸市 日本配 合飼料株式会社 関西工場	同組合	全酪新チャンピオン	63.11	18.8	2.7	4.4	5.1	0.66	0.50									
			三井田 乳用牛飼育用配 合飼料 ハイグレック16 「きくら」	63.10	16.9	2.9	5.9	6.2	1.04	0.56								
神戸市 不二製油株式会 社神戸工場		飼料用脱脂大豆	63.10	45.9	2.0	4.8	6.2	0.28	0.68									

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千九百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業衣笠地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千九百九十六号

東郷町が行う土地改良事業（大豆生産流通改善条件整備事業長江地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）大原地区農業用排水）を昭和六十三年十二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九十八号

鹿野町が行う土地改良事業に係る広ノ谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年十二月十四日から二十四日間
- 三 縦覧に供する場所  
鹿野町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規事に基つき、日野町が行う土地改良事業に係る三土地地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字赤松字内町家ノウヘ二〇八三の三、二〇八四の四
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第千二百一十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字砂山二四八四の一・二四八五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月二十九日 鳥取県指令受都計三―二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市森岡町字天神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大篠津町八九六

定岡敏行

鳥取県告示第千二百三号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川細見川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十三年十二月十三日

三 廃川敷地の位置

八頭郡八東町大字志谷字内向田四地先から同字六地先まで

四

廃川敷地の種類及び数量  
土地 八一八・一三平方メートル

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥  
取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】